子育て支援短期利用事業基準額表　　　　　（単位：１人１日につき）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 利用者負担額 |
| ショートステイ事業 | 生活保護世帯 | 児童（２歳未満の者） | ０円 |
| 児童（２歳以上の者） | ０円 |
| 緊急一時保護母親 | ０円 |
| 市民税非課税世帯及びひとり親世帯 | 児童（２歳未満の者）  | ２,０００円 |
| 児童（２歳以上の者） | １,１００円 |
| 緊急一時保護母親 | ３００円 |
| その他の世帯 | 児童（２歳未満の者） | ５,０００円 |
| 児童（２歳以上の者） | ２,７５０円 |
| 緊急一時保護母親 | ７５０円 |
| トワイライトステイ事業 | 生活保護世帯 | 夜間 | ０円 |
| 休日 | ０円 |
| 市民税非課税世帯及びひとり親世帯 | 夜間 | ３００円 |
| 休日 | ６００円 |
| その他の世帯 | 夜間 | ７５０円 |
| 休日 | １,３５０円 |

備考　ひとり親世帯とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条第１項又は第２項に規定する配偶者のない女子又は男子であって、現に児童を扶養しているものの世帯をいう。